

株主各位

東京都中央区晴海1丁目8番11号
住友商事株式会社
取締役社長 加藤 進

定時株主総会招集通知書

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記により当社第141期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます（16～17ページご参照）ので、お手数ながら後記株主総会参考書類及び添付の第141期報告書をご検討いただき、平成21年6月18日（木曜日）の午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月19日（金曜日）午前10時
（午前9時開場）
2. 場 所 東京都港区六本木6丁目10番3号
グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」
（開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。）
（最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。）
なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたします
ので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的である事項

- 報告事項**
1. 第141期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第141期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役12名選任の件
- 第4号議案** 監査役3名選任の件
- 第5号議案** 取締役賞与の支給の件
- 第6号議案** 当社取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第7号議案** 当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、後記株主総会参考書類及び添付の第141期報告書の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネットの当社ホームページ（<http://www.sumitomocorp.co.jp>）において、修正後の事項をお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様に対して長期にわたり安定した利益還元を行い、株主の皆様の期待に応じていく基本方針に加え、業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり15円 総額18,750,398,190円

なお、中間配当金として1株当たり19円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり34円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。つきましては、現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除や関連する用語の形式的変更を行い（現行定款第7条、第9条、第10条、第11条及び第33条）、必要となる条数の繰り上げを行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

具体的な変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条(株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 記載省略</p>	<p>第7条 現行どおり</p>
<p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>① 当社の単元株式数は、100株とする。</u> <u>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、</u> <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところに</u> <u>ついてはこの限りでない。</u></p>	<p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (第2項削除)</p>
<p>第10条(単元未満株式の買増し) 当社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、 その有する単元未満株式の数と併せて単元 株式数となる数の株式を売り渡すことを請求 することができる。ただし、当社が売り渡 すべき数の自己株式を有していないときは、 この限りでない。</p>	<p>第9条(単元未満株式の買増し) 当社の株主は、株式取扱規程に定めると ころにより、その有する単元未満株式の数と 併せて単元株式数となる数の株式を売り渡す ことを請求することができる。ただし、当社 が売り渡すべき数の自己株式を有していな いときは、この限りでない。</p>
<p>第11条(株主名簿管理人) ① 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、これ を公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び 株券喪失登録簿の作成並びに備置きその 他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券 喪失登録簿に関する事務は、株主名簿 管理人に委託し、当社においてはこれ を取り扱わない。</p>	<p>第10条(株主名簿管理人) ① 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、これ を公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿 の作成並びに備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、 株主名簿管理人に委託し、当社におい てはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条～第32条 記載省略</p> <p>第33条(剰余金の配当)</p> <p>① 株主総会の決議によって、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第34条 記載省略 (新設)</p>	<p>第11条～第31条 現行どおり</p> <p>第32条(剰余金の配当)</p> <p>① 株主総会の決議によって、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第33条 現行どおり</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

現任の取締役全員（12名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する 当社株 株式数
1	オカ モト ユキ 岡 素 之 昭和18年9月15日生	昭和41年4月 当社入社 平成6年6月 取締役 平成10年4月 常務取締役 平成13年4月 専務取締役 平成13年6月 取締役社長 平成19年6月 取締役会長(現職)	113,600株
2	カ トウ ススム 加 藤 進 昭和22年5月21日生	昭和45年4月 当社入社 平成12年6月 取締役 平成15年4月 取締役 常務執行役員 平成17年4月 取締役 専務執行役員 平成17年6月 専務執行役員 平成19年4月 副社長執行役員 平成19年6月 取締役社長(現職)	39,600株
3	オオ モリ カズ オ 大 森 一 夫 昭和23年11月11日生	昭和46年4月 当社入社 平成15年4月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員 平成18年6月 取締役 常務執行役員 平成19年4月 取締役 専務執行役員 輸送機・建機事業部門長 平成21年4月 取締役 副社長執行役員 輸送機・建機事業部門長(現職)	30,000株
4	アラ イ シュン イチ 荒 井 俊 一 昭和24年9月29日生	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員 平成20年4月 専務執行役員 金属事業部門長 平成20年6月 取締役 専務執行役員 金属事業部門長(現職)	25,200株
5	モリ ヤマ タカ ヒロ 守 山 隆 博 昭和23年12月1日生	昭和48年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員 平成19年6月 取締役 常務執行役員 インフラ事業部門長 平成21年4月 取締役 専務執行役員 インフラ事業部門長(現職)	19,300株
6	カ ノウ タカシ 加 納 岳 昭和25年5月19日生	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員 平成19年6月 取締役 常務執行役員 生活産業・建設不動産事業部門長 平成21年4月 取締役 専務執行役員 コーポレート・コーディネーショングループ長(現職)	21,700株
7	オオ サワ ヨシ オ 大 澤 善 雄 昭和27年1月22日生	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員 平成20年4月 常務執行役員 メディア・ライフスタイル事業部門長 平成20年6月 取締役 常務執行役員 メディア・ライフスタイル事業部門長(現職)	10,500株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する 当社株数
8	キタ ガワ ノブ オ 北川 信夫 昭和23年4月8日生	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 執行役員 化学品事業部門長 平成16年6月 取締役 執行役員 化学品事業部門長 平成17年4月 取締役 常務執行役員 化学品事業部門長 平成18年4月 取締役 常務執行役員 中国総代表、中国住友商事グループCEO、 北京事務所長、中国住友商會社社長 平成18年6月 常務執行役員 中国総代表、中国住友商事グループCEO、 北京事務所長、中国住友商會社社長 平成18年9月 常務執行役員 中国総代表、中国住友商事グループCEO、 北京事務所長、中国住友商會社社長、 北京住友商會社社長 平成20年4月 専務執行役員 中国総代表、中国住友商事グループCEO、 北京事務所長、中国住友商會社社長、 北京住友商會社社長 平成20年6月 専務執行役員 中国総代表、中国住友商事グループCEO、 北京事務所長、中国住友商會社社長、 北京住友商會社社長 平成21年4月 専務執行役員 生活産業・建設不動産事業部門長(現職) (他の法人等の代表状況) 北京住友商會社社長	23,200株
9	ハマ ダ トヨ サク 濱田 豊作 昭和26年7月5日生	昭和49年4月 当社入社 平成11年7月 業務企画部長 経営企画部長、 理事 コーポレートファイナンス部長を経て 平成15年4月 執行役員 コーポレートファイナンス部長 平成16年4月 執行役員 フィナンシャル・リソースグループ長 平成18年4月 常務執行役員 フィナンシャル・リソースグループ長 平成21年4月 専務執行役員 CFO(チーフフィナンシャルオフィサー) フィナンシャル・リソースグループ長(現職)	16,500株
10	ナカ ムラ クニ ハル 中村 邦晴 昭和25年8月28日生	昭和49年4月 当社入社 平成10年1月 自動車第一部長 自動車第三部長、 自動車企画部長兼自動車第三部長、 理事 輸送機・建機総括部長を経て 平成17年4月 執行役員 経営企画部長 平成19年4月 常務執行役員 経営企画部長 平成20年4月 常務執行役員 コーポレート・コーディネーショングループ長 平成21年4月 専務執行役員 資源・化学品事業部門長(現職)	24,100株
11	カワ ハラ タク ロウ 川原 卓郎 昭和26年7月10日生	昭和50年4月 当社入社 平成11年4月 法務部長 理事 法務部長を経て 平成17年4月 執行役員 法務部長 平成18年4月 執行役員 内部監査部分掌、コーポレート・コーディネーション オフィサー補佐<法務担当> 平成20年4月 常務執行役員 人材・総務・法務グループ長(現職)	13,800株

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する 当社 株式数
12	ア ベ ヤス エキ 阿 部 康 行 昭和27年4月17日生	昭和52年4月 当社入社 平成14年3月 ネットワーク事業本部長付 平成14年4月 理事 ネットワーク事業本部参事 住商エレクトロニクス㈱ 顧問 平成14年6月 当社退職 住商エレクトロニクス㈱ 代表取締役社長 平成16年6月 住商エレクトロニクス㈱ 代表取締役社長、 住商情報システム㈱ 取締役 平成17年4月 住商エレクトロニクス㈱ 取締役*、 住商情報システム㈱ 代表取締役社長兼社長執行役員(現職) *平成17年8月に住商情報システム㈱と住商エレクトロニクス㈱は住商情報システム㈱を存続会社として合併しました。 その後、引き続き同氏は、住商情報システム㈱の代表取締役社長兼社長執行役員に就いております。 (他の法人等の代表状況) 住商情報システム㈱ 代表取締役社長	15,703株

(注) 候補者阿部康行氏は、当社子会社である住商情報システム㈱の代表取締役であります。平成21年6月25日に予定されている住商情報システム㈱の定時株主総会終結の時をもって、同社の取締役を退任する予定です。

当社は、住商情報システム㈱に対し、事業所を賃貸しており、また、住商情報システム㈱と当社との間で情報処理サービス並びにソフトウェア開発に関する取引関係があります。
その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、平沼重巳氏、園部逸夫氏、原田明夫氏の3名が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の法人等の代表状況並びに当社の監査役であるときの地位及び担当	所有する 当社株数
1	オオクボケンゾウ 大久保 憲 三 昭和19年4月8日生	昭和43年4月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成14年4月 常務取締役 平成15年4月 取締役 常務執行役員 平成15年6月 常務執行役員 平成16年4月 専務執行役員 平成17年4月 副社長執行役員 金属事業部門長 平成17年6月 取締役 副社長執行役員 金属事業部門長 平成20年4月 取締役 社長付 平成20年6月 当社特別顧問(現職)	64,454株
2	ハラダアキオ 原田 明 夫 昭和14年11月3日生	昭和40年4月 検事任官 平成4年4月 盛岡地方検察庁検事正 平成5年9月 最高検察庁検事 平成5年12月 法務大臣官房長 平成8年1月 法務省刑事局長 平成10年6月 法務事務次官 平成11年12月 東京高等検察庁検事長 平成13年7月 検事総長(平成16年6月退官) 平成16年10月 弁護士(現職) 平成17年5月 ㈱サマンサタバサジャパンリミテッド 監査役 平成17年6月 当社監査役(現職)、㈱資生堂 監査役(現職)、 セイコーホールディングス㈱ 取締役(現職) 平成18年6月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役(現職)	4,800株
3	ニッタムツオ 仁田 陸 郎 昭和17年2月9日生	昭和41年4月 判事補任官 昭和51年4月 判事 昭和63年2月 最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長 平成3年7月 最高裁判所事務総局経理局長 平成9年3月 甲府地方裁判所長・甲府家庭裁判所長 平成11年4月 東京高等裁判所(部総括)裁判長 平成13年4月 横浜地方裁判所長 平成14年6月 札幌高等裁判所長官 平成16年12月 東京高等裁判所長官(平成19年2月退官) 平成19年4月 弁護士(現職) 平成19年10月 東京都公安委員会委員(現職) 平成19年11月 東京証券取引所自主規制法人規律委員会委員長(現職) 平成20年4月 明治大学法科大学院客員教授(現職)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者原田明夫及び仁田陸郎の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 原田明夫及び仁田陸郎の両氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由については、以下のとおりであります。
両氏はそれぞれ、法曹として長年培ってきた高度な専門知識と豊富な実務経験等から、当社の社外監査役として適任であり、かつ、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 原田明夫氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、原田明夫氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、善意かつ重大な過失がないときの責任限度額を金10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額と定めております。本議案が承認された場合、同氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに仁田陸郎氏との間でも同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役12名に対し、連結業績及び利益目標の達成度等を考慮して、取締役賞与として総額405百万円を支給することといたしたいと存じます。

第6号議案 当社取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役に対し、その業績向上に対する意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図るため、ストックオプションとしての新株予約権を年額23百万円以内で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。この新株予約権の額は、当社の取締役に対する報酬等として、昭和61年6月27日開催の第118期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（月額75百万円以内）とは別枠で設定するものであります。第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案により新株予約権が付与されることになる取締役は12名となります。また、付与する新株予約権の内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の数
当社普通株式68,000株を総株式数の上限とする。
- (2) 発行する新株予約権の総数
680個を上限とする。（新株予約権1個当たり普通株式100株）
- (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成26年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員又は理事であることを要する。

② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が上記(6)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整

① 新株予約権発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、上記(1)に定める新株予約権の目的である株式の数及び上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- ② 新株予約権発行後に当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合、次の算式により、上記(4)に定める行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使及び公正な発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を分割又は併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

2. ストックオプションによる取締役の報酬等の額について

当社の取締役に対し報酬等として発行する本件新株予約権の額は、割当日における本件新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日に在任する当社取締役(12名以内)に発行する本件新株予約権の総数を乗じて得た額を基準として算定することとしております。この割当日における本件新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いることとしております。

第7号議案 当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役に対し、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額120百万円以内で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。この新株予約権の額は、当社の取締役に対する報酬等として、昭和61年6月27日開催の第118期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（月額75百万円以内）とは別枠で設定するものであります。第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本議案により新株予約権が付与されることになる取締役は12名となります。また、付与する新株予約権の内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式290,000株を総株式数の上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,900個を上限とする。（新株予約権1個当たり普通株式100株）

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。

(イ)新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合

(ロ)新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。

③ 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。
当該法定相続人は、新株予約権者の死亡後6ヶ月間に限り、当該新株予約権を行使することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者において上記(6)①のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整

① 新株予約権発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、上記(1)に定める新株予約権の目的である株式の数及び上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

② 当社が新株予約権発行後に時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は株式分割若しくは株式併合を行う場合であっても、行使価額の調整は行わない。

2. 株式報酬型ストックオプションによる取締役の報酬等の額について

当社の取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は、平成18年6月23日開催の第138期定時株主総会終結の時をもって廃止した従来の退職慰労金と同等の経済価値とし、その額は年額120百万円以内となります。

以 上

【書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使についてのご案内】


I. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月18日（木曜日）の午後5時45分までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

II. 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

1. インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

（ **【議決権行使サイトURL】** <http://www.webdk.net>  ）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

(3) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いられる場合には、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2 以上又は Netscape 6.2 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いられる場合には、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用になれません。）

(Microsoft® は、Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、Netscape Communications Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。)

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

3. 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の期限について

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、平成21年6月18日（木曜日）の午後5時45分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

III. 重複して行使された議決権の取り扱いについて

1. 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】

<住所変更等その他のご請求>



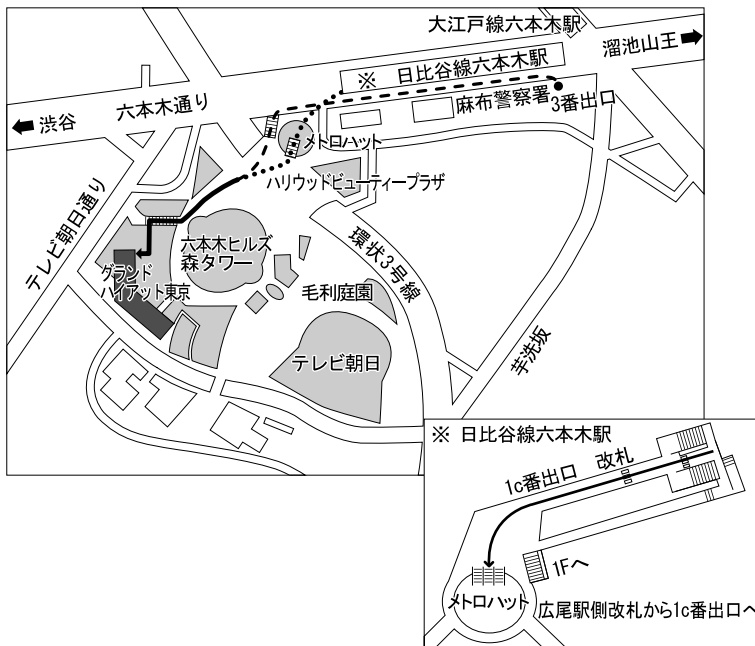
0120-186-417 (24時間受付)



0120-176-417 (平日9:00~17:00)

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都港区六本木 6 丁目10番 3 号
グランド ハイアット 東京 3 階「グランドボールルーム」



最寄駅 東京メトロ 日比谷線 六本木駅 (1c番出口) より徒歩 6 分
都営地下鉄 大江戸線 六本木駅 (3番出口) より徒歩 8 分

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。

東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号(〒104-8610)

住友商事株式会社

電話(03)5166-5000

「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当社は、地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取り組みとして、第141期定時株主総会を、当社の役員及び係員がノー・ネクタイの「COOL BIZ」スタイルにて開催させていただく予定です。
なにとぞ、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいませようお願い申し上げます。